

当別町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月

北海道当別町

目 次

I 計画の作成にあたって

1 計画作成の背景	1
2 町行動計画作成の取り組み	1
3 対象とする感染症	2
4 計画の見直し	2

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的	3
2 発生段階の考え方	4
3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
6 対策推進のための役割分担	8
7 対策の基本項目	10

III 各段階における対策

1 未発生期	20
2 海外発生期	24
3 国内発生早期	27
4 国内感染期	32
5 小康期	37
参考資料 用語解説	40

I 計画の作成にあたって

1 計画作成の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行されました。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定されています。

こうした背景のもと、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、「当別町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成します。

2 町行動計画作成の取り組み

本町においては、平成21年12月に「当別町新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を作成しました。

今回、国が特措法第6条に基づき作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)及び道が特措法第7条に基づき作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「道行動計画」という。)を踏まえ、町は、特措法第8条に基づき、「町行動計画」を作成します。

町行動計画の作成については、当別町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)において作成し、決定します。

3 対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりとします。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

4 計画の見直し

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて町対策本部で見直しを行うこととします。

また、政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には、適時適切に変更を行うこととします。

なお、軽微な修正(組織の機構改革による名称変更等)については、町対策本部に諮ることなく修正するものとします。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、対策を講じていく必要があるとしており、町としても国、道と連携し、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

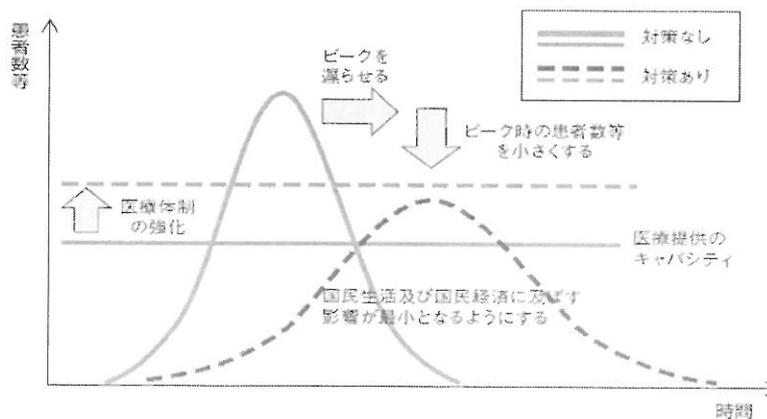
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受け入れ能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・ 地域での感染拡大防止策等を行い、欠勤者の数を減らします。
- ・ 業務継続計画を作成・実施等により、医療の提供の業務及び住民の生活及び経済の安定に関する業務の維持に努めます。

【 図表 対策の効果を表す概念図 】



2 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき行動が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態となるまでを5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえ、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況はさまざまであり、その状況に応じ、医療提供や感染拡大防止対策等について、柔軟に対応する必要があることから、道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で道が判断することとされています。

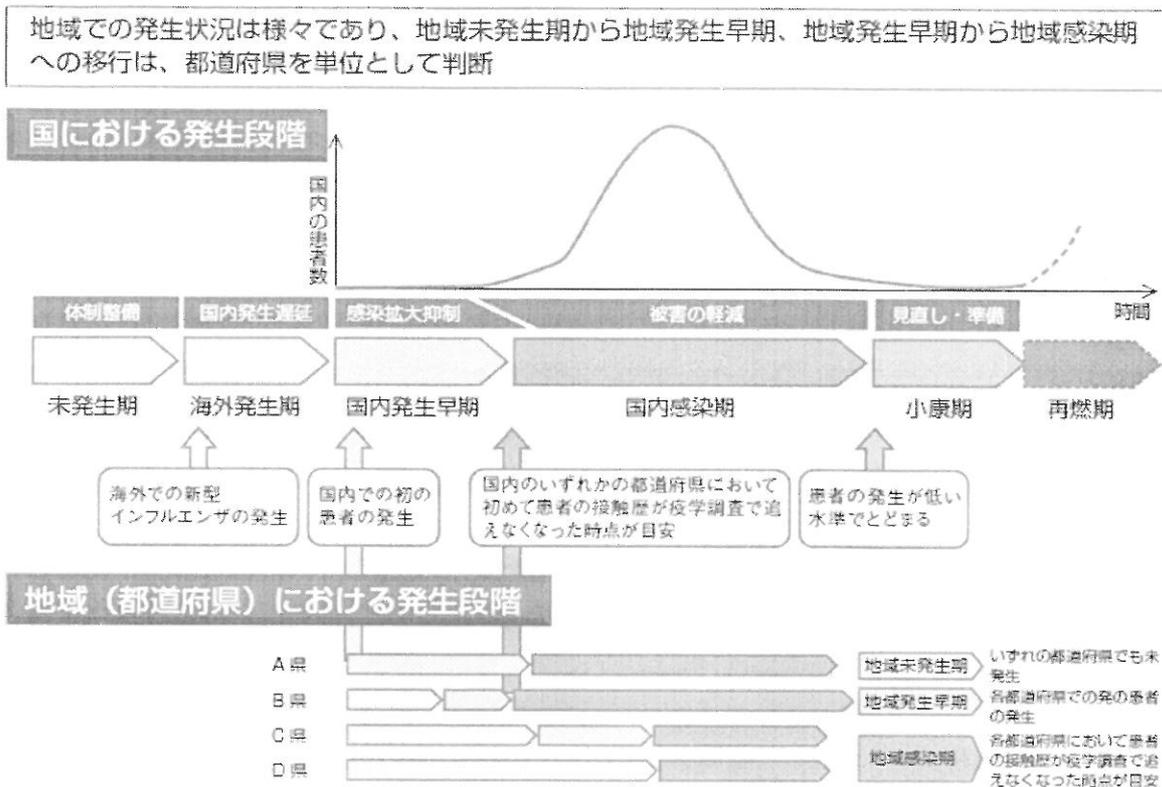
本町においては、町行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとします。

なお、各発生段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、対策の内容は、発生段階のほかに、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）を出しているかによっても変化することに留意する必要があります。

【 図表 新型インフルエンザ等の発生段階 】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 地域感染期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

< 図表 <参考> 国及び地域(都道府県)における発生段階 >



3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性

及び対策そのものが国民生活および国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

道では国の基本的な考え方を踏まえて、道が実施すべき対策を決定することとしています。

町としても、こうした国及び道の基本的考え方を踏まえながら、本町における新型インフルエンザ等対策を決定します。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが重要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策の実施について積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも重要です。

(3) 住民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食料品、生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本町は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法やその他の法令及びそれぞれの行動計画等に基づき、国、道、指定地方公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、

道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売り渡しの要請等(特措法第55条)において、住民の権利と自由に制限を加える場合には、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるよう要望します。

また、道に協力して、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たって、住民の権利と自由に制限を加えざるを得ない場合は、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合に危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることで、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、道対策本部、他市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、当別町新型インフルエンザ等対策本部長(以下「町対策本部長」という。)は必要に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部長(以下「道対策本部長」という。)に対し、新型インフルエンザ等対策に関する所要の総合調整を行うよう要請することとします。

(4) 記録の作成・保存

本町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される等、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人

の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり得るため、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

そこで、町行動計画においては、政府行動計画に掲載されている現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に次の通り想定しました。

< 図表 新型インフルエンザ患者数の試算 >

項目		町内	道内	国内
受診者数		約1,900人～ 約3,600人	約559千人～ 約1,075千人	約1,300万人～ 約2,500万人
中等度 (アジアインフルエンザ並みの致死率:0.53%)	入院患者数 (1日当たり最大)	約80人	約23千人	約53万人
	死亡者数	約20人	約7千人	約17万人
重度 (スペインインフルエンザ並みの致死率:2.0%)	入院患者数 (1日当たり最大)	約290人	約86千人	約200万人
	死亡者数	約100人	約28千人	約64万人

・町内の数字は、平成22年国勢調査人口により、国の行動計画の被害想定を参考に試算。

・国内及び道内の数字は、それぞれ政府行動計画、道行動計画(平成22年国勢調査人口)による。

6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、道及び市町村や関係機関が連携して取り組むことが重要であり、それぞれの主体が役割を果たし、総合的に対策を推進していく必要があります。

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会

議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

(2) 道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、道内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

(3) 町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、町内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 町は、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき的確に対策を実施します。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣市町村と緊密な連携を図っていきます。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

- ・ 電気事業者、鉄道事業者、放送事業者及び郵便事業者等の特措法第2条に規定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染防止対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められます。
- ・ 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 住民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染防止対策を実践するよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 対策の基本項目

道行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び健康を保護すること」及び「道民生活及び道民経済に及ぼす影響が最少となるようにすること」を達成するための基本的な方針について、「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「道民生活・道民経済の安定」の6項目に分けて計画を立案しています。

町行動計画では、町の役割として国や道が把握したサーベイランス情報を住民に情報提供すること、医療については、道が中心となり体制の整備を行い、町は住民に対し情報提供を行う役割となることから、「サーベイランス・情報収集」と「医療」を「情報提供・共有」の項目に統合します。また、予防接種については、町が実施主体となることから「予防・まん延防止」の項目を「まん延防止」と「予防接種」に分けることとします。

よって、町行動計画では、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)住民の生活及び経済の安定の確保」の5つを基本項目とし対策を進

めます。

各項目ごとの対策については、「Ⅲ各段階における対策」に詳細を記載しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

＜ 図表 新型インフルエンザ等発生段階における対策の概要 ＞

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
	・体制整備 ・住民への啓発 ・事前準備	・対策実施体制への切り替え	・感染拡大防止対策の実施	・住民の生活の維持	・評価 ・第二波への準備
(1)実施体制		幹事会	※対策本部		幹事会
		※対策本部は、緊急事態宣言または総合的な対策等が必要となったときに設置			
(2)情報提供・共有	感染予防対策について周知				
		新型インフルエンザ等対策の情報提供 相談窓口・医療情報に関する周知			
(3)まん延防止	マスク着用・うがい・手洗い・咳エチケット等の実施				
			人混みを避ける・時差出勤等の実施周知		
			※学校等の休校要請・外出自粛要請・施設使用制限		
(4)予防接種		予防接種の実施			
(5)住民の生活及び経済の安定の確保			要配慮者への生活支援		
			※生活関連物資等の安定確保・水の安定供給		
			埋葬又は火葬の特例実施 等		

(1) 実施体制

町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、道や関係機関との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合においては、必要に応じ、当別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置し、当別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会議(以下「幹事会議」という。)を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制について協議します。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、町内で発生する前においては、幹事会を設置し、事前対策の進捗状況を確認し、関係各課等と連携を図りながら、庁内一体となった取り組みを推進します。

国が緊急事態宣言をし、対象区域に指定された場合は、町長を本部長とする町対策本部

を設置し、関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

幹事会で本部設置の必要性を判断した場合には、町長に本部設置の要請をし、国の緊急事態宣言の前に、町対策本部を設置し、対策の検討を開始します。

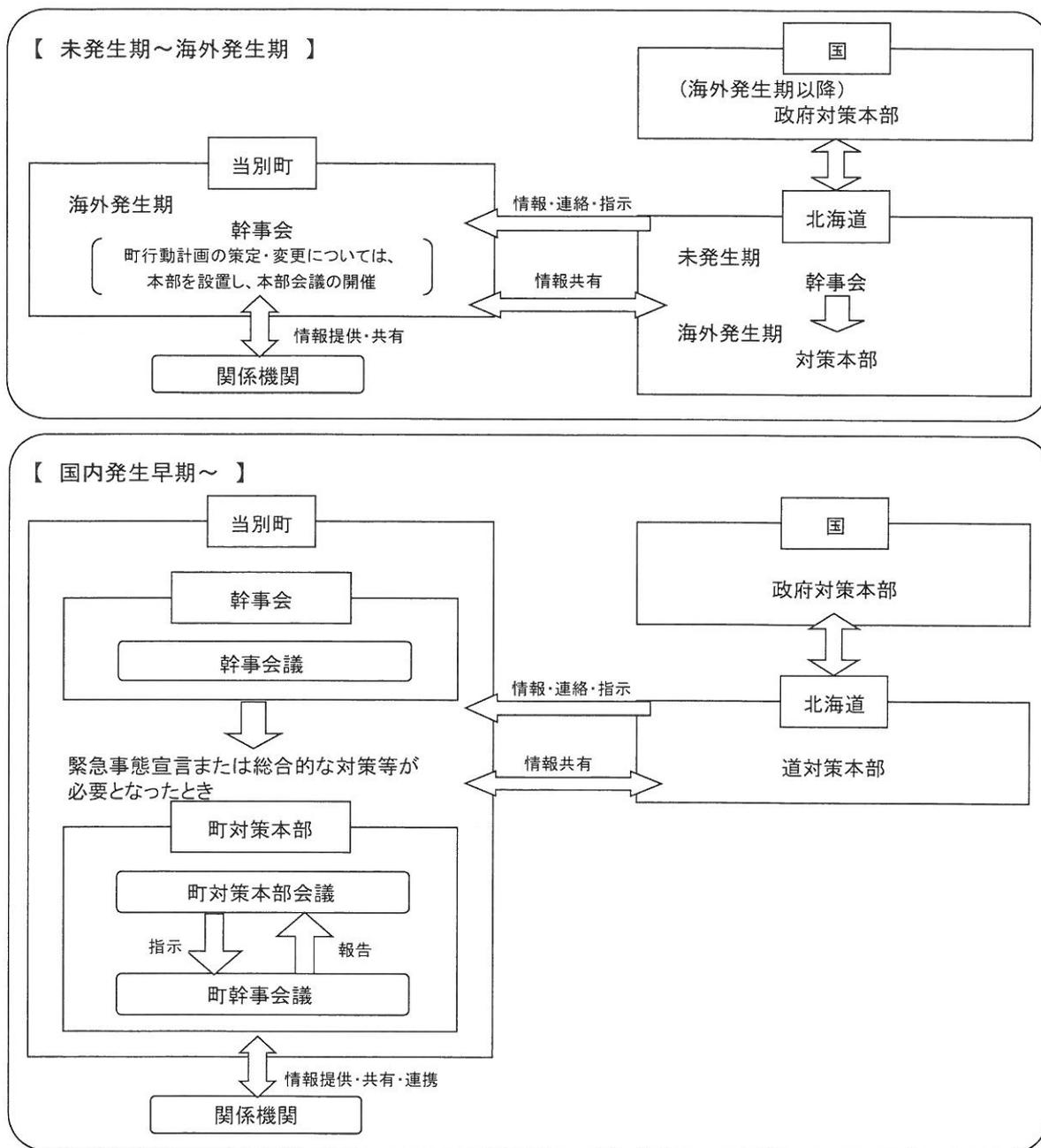
【 当別町新型インフルエンザ等対策本部 】

構成	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	各部長職及び当別消防署長
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること ・ 町行動計画の作成、変更及び実施に関すること ・ その他本部長が必要と認めること 	
本部会議	町対策本部の所掌事項について方針を決め、その実務を推進する必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、当別町新型インフルエンザ等対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催。	

【 当別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会 】

構成	幹事長	福祉部長
	副幹事長	福祉課長
	幹事	総務課長、総務課参事、財政課長、美しいまちづくり課長、情報課長、環境生活課長、住民課長、子育て推進課長、農林課長、商工課長、建設課長、上下水道課長、管理課長、社会教育課長、学校給食センター長、当別消防署救急救助課長
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内発生に備えた総合的な対策の立案に関すること ・ 町内発生時の危機及び健康被害の発生状況の収集分析に関すること ・ 関係機関等との連絡調整に関すること ・ 住民等への広報に関すること ・ 行動計画の作成及び変更の検討に関すること ・ 町長に対する本部設置の要請に関すること ・ その他必要な事項に関すること 	
幹事会議	幹事会の所掌事項について、その実務を推進する必要がある場合、幹事長は、副幹事長及び幹事を招集して、当別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会議(以下「幹事会議」という。)を開催。	

< 図表 新型インフルエンザ等対策の体制イメージ >



【 部 】

町対策本部が設置されたときは、部をおくことができます。新型インフルエンザ等の発生状況により、一部の部は設置しないこともできます。

＜ 図表 新型インフルエンザ等対策にかかる部及び主な役割等 ＞

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
各部	各部(署)長	各部(署)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管に属する対策等に必要な資機材の整備・点検に関すること ○所管事項の執行記録に関すること
福祉対策部	福祉部長	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○庶務に関すること ○町対策本部の設置、運営に関すること ○感染状況の総合的な取りまとめに関すること ○記録に関すること ○医療機関との連絡調整に関すること ○社会福祉施設・保育所等における感染防止対策に関すること ○住民接種の実施に関すること ○要配慮者への支援に関すること
総務対策部	総務部長	総務部、議会事務局、監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画の実施、整備に関すること ○職員の特定接種の実施に関すること ○町有施設の感染防止対策、使用制限等に関すること ○緊急的な財政の支出に関すること
企画対策部	企画部長	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への広報に関すること ○報道機関との連絡調整に関すること ○新型インフルエンザ等の情報記事及び記録写真の収集、保存に関すること ○国、道、関係機関への陳情及び要請・資料調達に関すること ○関係機関等来庁者への接遇に関すること
住民環境対策部	住民環境部長	住民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生施設の感染防止対策に関すること ○防疫等環境衛生の保持に関すること ○町内会長との連絡調整に関すること ○火葬場の円滑な運営、遺体安置に関すること ○住民からの問い合わせ窓口に関すること
経済対策部	経済部長	経済部、農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業施設、商工業施設、観光施設、企業等の感染防止対策に関すること ○家畜の防疫、予防対策に関すること ○事業者の対応に関すること ○生活関連物資等の価格の安定等に関すること

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
建設水道対策部	建設水道部長	建設水道部	○町営住宅の感染防止対策に関すること ○水の安定供給に関すること ○緊急時における飲料水の供給に関すること
教育対策部	教育部長	教育委員会事務局	○学校教育施設、社会教育施設、学校給食施設の感染防止対策に関すること ○児童・生徒の感染状況の把握、休校・学級閉鎖に関すること ○社会教育施設の使用制限等に関すること
救急対策部	当別消防署長	当別消防署	○感染患者等の医療機関への搬送に関すること ○救急搬送に関すること

(2) 情報提供・共有

住民生活に重大な影響を及ぼす危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、住民それぞれが役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須となります。

一方的な情報提供だけではなく、お互いの情報共有や情報の受け取り手の反応の把握まで含めて留意する必要があります。

ア 情報提供の手段の確保

- ・ 住民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい住民にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

イ 発生前における住民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけではなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報やさまざまな調査研究の結果などを住民や医療機関、事業者等に提供します。
- ・ 特に、児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携、協力して、感染症や公衆衛生について、丁寧に情報提供をしていきます。

ウ 発生時における住民等への情報提供及び共有

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。
- ・ 町が住民に提供する情報の内容においては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。
- ・ 町から直接、住民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等を活用します。また、広報や回覧板などの情報提供のほか、町内会や民生児童委員等の協力のもと、情報提供を行います。
- ・ 住民からの問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、情報を集約できる体制を整えます。
- ・ 新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、各種対策に必要な体制の整備を図る時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種等の複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

ア 個人における対策

- ・ 道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者の入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行います。町では、道等からの要請に応じて、その取り組み等に適宜、協力するとともに住民に対しては、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するように促します。
- ・ また、道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外

出の自粛要請等を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

イ 地域・職場における対策

- ・ 道内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。
- ・ 道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等(特措法第45条第2項及び第3項)を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

【 対象者 】

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員

【 接種順位 】

- ・ 国は、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策の実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本としています。
- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種対象、接種順位その他関連事項については、国の基本的対処方針により決定されることとなります。

【 接種体制 】

- ・ 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施

に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。

- ・ 本町職員等については、町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることとします。

イ 住民に対する予防接種(住民接種)

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態の措置の一つとして住民に対する予防接種(以下、「住民接種」という)の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行います。

【 対象者の区分 】

- ・ 政府行動計画では、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。
 - ・ 事前に基本的な考え方を整理していますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて接種順位を政府対策本部が決定します。
- ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
 - ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

【 接種順位 】

- ・ 接種順位の考え方としては、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等もあることから、接種順位を政府対策本部により決定することとしています。

【 接種体制 】

- ・ 町が実施主体となり、原則として集団的接種となるため、町は医療関係者の協力のもと接種が円滑に行えるように接種体制の構築を図ります。

ウ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において、総合的に判断し、決定されることから、国の動向等に十分留意します。

(5) 住民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、住民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、国、道、町、近隣市町村、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者が連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医療品その他の物資及び資材の備蓄及び施設及び設備の整備に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時に備え、住民に対しては、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発するとともに、町内の事業者に対し、職場における感染対策等の事前の準備を呼びかけていく必要があります。

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な要配慮者について、要配慮者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援(見回り、食事提供、医療機関への移送)を行います。

また、生活関連物資等の価格の安定、水の安定供給、火葬等の円滑な実施等について必要な対策を講じます。

Ⅲ 各段階における対策

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、町行動計画の5つの基本項目についての個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施します。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1 未発生期

【 状態 】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【 目的 】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。
- ・ 国、道との連携の下に発生の早期確認に努めます。

【 対策の考え方 】

- ・ 新型インフルエンザ等はいつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

① 町行動計画等の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、道行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画等を作成し、必要に応じて変更します。
- ・ 町行動計画の作成については、町対策本部において作成、変更します。

② 体制の整備及び国・道等との連携強化

- ・ 町における取り組み体制を整備・強化するために、必要に応じて幹事会等を通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対策を進めます。
- ・ 町は、道、指定（地方）公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- ・ 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページを通じ、わかりやすい情報提供を行います。
- ・ 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

② 体制整備等

- ・ 町は、国、北海道等から新型インフルエンザ等の対策やサーベイランス等に関する情報を収集します。
- ・ 町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて、相談窓口を設置する準備を進めます。

(3) まん延防止

① 個人における対策の普及

- ・ 町は、住民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。
- ・ また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用、咳エチケット等といった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・ 町は、道の協力要請に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解・促進を図ります。

② 水際対策への協力

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査について、国、道等との連携強化に努めます。

(4) 予防接種

① 特定接種の基準に該当する事業者の登録

町は、国が実施する特定接種の基準に該当する事業者（登録事業者）の登録業務について、必要に応じて協力します。

② 特定接種

町は、特定接種の対象となり得る本町職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に努めます。

③ 住民接種

- ・ 町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、原則として、集団的接種により住民接種を実施することとなるため、接種が円滑となるよう体制の構築を図ります。
- ・ 町は、円滑な接種の実施のために、国、道からの指導の下、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするように努めます。
- ・ 町は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国や道、江別医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

④ 予防接種の情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、情報提供を行い、住民の理解の促進を図ります。

(5) 住民の生活及び経済の安定の確保

① 要配慮者への生活支援

町は、国からの要請に基づき、道と連携して、地域感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要配慮者を把握するよう努めるとともにその具体的手続きについて検討します。

② 火葬能力等の把握

町は、道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携し、道からの要請に応じて、その取り組みに適宜協力します。

③ 物資、資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備します。

2 海外発生期

【 状態 】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況。

【 目的 】

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・ 町内発生に備えて体制の整備を行います。

【 対策の考え方 】

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国、道等からの情報収集に努め、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・ 道と連携し、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促します。
- ・ 住民の生活及び経済の安定のための準備、予防接種等の準備等、町内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

① 体制強化等

- ・ 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国、道の動向に注視しながら、情報収集に努めるとともに、必要に応じ、幹事会を設置し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制について協議します。
- ・ 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府及び道が対策本部を設置したときは、必要に応じて町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針（特措法第18条）及び道が決定する対処方針に基づく、地域における必要な対策について協議します。

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 町は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、国及び道等が発信する発生動向や疫学情報を収集します。
- ・ 町は、住民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町のホームページ等を通し、住民へ情報提供し、注意喚起を行います。
- ・ 道が設置する「帰国者・接触者相談センター」や新型インフルエンザ等が疑われる患者が入院する「感染症指定医療機関」に関する情報提供を行います。
- ・ 町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な情報発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて調整することとします。

② 相談窓口の設置

町は、国からの要請に基づいて、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。

(3) まん延防止

① 個人における対策の普及

町は、住民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の徹底を強化し、啓発します。

② 国内での感染拡大防止対策の準備

道は、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めることから、町は、これらの情報を収集するとともに、道からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。

（4）予防接種

① 特定接種

町は、国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため特定接種を実施すると決定した時は、国、道と連携し、本町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施します。

② 住民接種

町は、国が特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合には、国、道と連携して接種体制の準備を進めます。

③ 予防接種の情報提供

町は、国、道と連携し、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位等に関する情報提供に協力します。

（5）住民の生活及び経済の安定の確保

① 遺体安置施設等の準備

町は、道からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

② 事業者の対応

道は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に通知します。町は、道からの要請に応じて、適宜協力します。

3 国内発生早期

【 状態 】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

（地域発生早期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

【 目的 】

- ・ 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。

【 対策の考え方 】

- ・ 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った時は、国、道と連携しながら、積極的な感染拡大防止対策等を講じます。
- ・ 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行います。
- ・ 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合には、できるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化

- ・ 町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国が決定した国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、町対策本部会議または幹事会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行います。
- ・ 町は、国の基本的対処方針及び道の対処方針の変更が行われた場合は、その内容を確認するとともに、医療機関、事業者、住民等に広く周知するように努めます。

② 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ・ 町は、国が新型インフルエンザ等の状況により緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針、道行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施します。
- ・ 町は、緊急事態宣言がされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに町対策本部を設置します。

<補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が指定されます。

区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定します。

なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられます。

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 町は、国及び道等が発信する発生動向や疫学情報を収集します。
- ・ 町は、道等と連携して、道内外での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、情報提供します。また、ホームページ等の内容について随時更新します。
- ・ 町は、一人ひとり取るべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や感染が疑われる状態や患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供します。
- ・ 町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや道、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて住民の不安や心配などの解決のための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、道が設置する「帰国者・接触者相談センター」や新型インフルエンザ等が疑われる患者が入院する「感染症指定医療機関」に関する情報提供を行います。

② 相談窓口の体制充実・強化

町は、国からの要請に応じ、住民からの相談の増加に備え、相談窓口体制の充実・強化に努めます。

（3）まん延防止

① 感染対策の実施

町は、引き続きマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するように促します。

② 感染拡大防止対策

- ・ 道は、国と連携し、感染症法に基づき、保健所（保健福祉事務所）において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。町は、道からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。
- ・ 町は、道と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・ 町は、道と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう、学校の設置者に要請します。
- ・ 町は、道と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ・ 町は、国からの要請に基づき、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策が強化されるよう努めます。

③ 緊急事態宣言がされた場合の措置

本町が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

ア 外出自粛の要請に係る周知

道が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町は、住民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図るよう努めます。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

ウ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場に

における感染対策の徹底の要請を行う場合は、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

（4）予防接種

① 特定接種

町は、国、道と連携し、本町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を実施します。

② 住民接種

町は、国が接種順位を決定し、ワクチン供給体制が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種（新臨時接種）を進めます。

③ 予防接種の情報提供

町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位等に関する具体的な情報提供を行います。

④ 緊急事態宣言がされた場合の措置

町は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

（5）住民の生活及び経済の安定の確保

① 要配慮者対策

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な要配慮者について、要配慮者や医療機関等から要請があった場合には、国、道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 事業者の対応

道は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するよう関係団体等を通じて事業者に通知します。町は、道からの要請に応じて、適宜協力します。

③ 住民、事業者への呼びかけ

町は、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請します。

④ 火葬能力等の把握

町は、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

⑤ 緊急事態宣言がされた場合の措置

本町が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

ア 水の安定供給

水道事業者である町は、町行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

イ サービス水準に係る住民への呼びかけ

町は、国及び道において把握した事業者のサービス提供水準に係る状況について、住民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、住民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

4 国内感染期

【 状態 】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

（地域発生早期）

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

（地域感染期）

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

【 目的 】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 住民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

【 対策の考え方 】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止対策から被害軽減に切り替えます。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国、道と連携しながら、町として実施すべき対策の判断を行います。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・ 欠勤者の増大が予想されますが、住民生活及び経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

（１）実施体制

① 基本的対処方針の変更

道では、国内感染期に入ったことにより、国が基本的対処方針の変更を行った場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町対策本部等において関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった新型インフルエンザ等対策を推進します。

② 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ・ 町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、道に対して緊急事態宣言を行った場合は、国の基本的対処方針、道行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施します。
- ・ 町は、緊急事態宣言がされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに町対策本部を設置します。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

（２）情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 町は、道等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び道の要請に応じ、その取り組み等に適宜協力します。
- ・ 町は、住民に対して国内、道内、町内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、情報提供します。また、ホームページ等の内容について随時更新します。
- ・ 町は、引き続き、一人ひとり取るべき行動を理解しやすいように、道内、町内での流行状況に応じた医療体制を周知するとともに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。
- ・ 町は、引き続き、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。
- ・ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点を考慮し、道等と連携し、あらかじめ決定した基準及び手順で公表します。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、道が設置する「帰国者・接触者相談センター」や新型インフルエンザ等が疑われる患者が入院する「感染症指定医療機関」に関する情報提供を行います。また、道が一般の医療機関でも診療する体制に切り替えた場合には、そのことおよび受診方法等について情報提供します。

② 相談窓口の体制充実・強化

町は、国からの要請に従い、国からQ&Aの改定版等が発出された場合には、速やかに相談に活用し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化に努めます。

(3) まん延防止

① まん延防止対策

- ・ 町は、道等と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、引き続きマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の実践を強く勧奨します。また、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・ 町は、道と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・ 町は、道と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・ 町は、国からの要請に基づき、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう努めます。

② 緊急事態宣言がされた場合の措置

本町が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

ア 外出自粛の要請に係る周知

道が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町は、住民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図るよう努めます。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限を行

う場合には、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

ウ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

(4) 予防接種

① 予防接種

- ・ 町は、緊急事態宣言がされていない場合には、特定接種を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ・ 町は、緊急事態宣言がされている場合には、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 住民の生活及び経済の安定の確保

① 要配慮者対策

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な要配慮者について、要配慮者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）を行います。

② 事業者の対応

道は、国が事業者等に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するよう関係団体等を通じて事業者へ通知します。町は、道からの要請に応じて、適宜協力します。

③ 住民・事業者への呼びかけ

町は、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないように、また買占め及び売り惜しみが生じないよう要請します。

④ 円滑な火葬

- ・ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。

- ・ 町は、町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、道に対して他市町村へ広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、北海道の行う遺体搬送の手配等の実施に連携します。

⑤ 緊急事態宣言がされた場合の措置

本町が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、北海道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

ア 水の安定供給

水道事業者である町は、町行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

イ サービス水準に係る住民への呼びかけ

町は、国、道において把握した事業者のサービス提供水準に係る状況について、住民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、国と連携し、住民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

エ 要援護者への生活支援

町は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）、死亡時の対応等を関係者等と連携し、状況に応じて行います。

オ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、道からの要請に応じて可能な限り火葬炉を稼働するよう努めます。
- ・ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかな場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた場合は、適切に対応します。

5 小康期

【 状態 】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

【 目的 】

- ・ 住民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【 対策の考え方 】

- ・ 第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

① 基本的対処方針の変更

町は、小康期に入ったことにより、国の基本的対処方針及び道の対処方針の変更が行われた場合は、町の対処方針を変更します。

② 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画及び同ガイドラインの見直し、道が実施する道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画等の見直しを行います。

③ 町対策本部の廃止

町は、道対策本部が廃止された時には、速やかに町対策本部を廃止します。

（2）情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 町は、国、道等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集するように努め、住民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・ 町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

② 相談窓口の体制の縮小

町は、国からの要請に基づき、相談窓口の体制を縮小します。

（3）まん延防止

① まん延防止対策

町は、道等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを住民に周知します。

（4）予防接種

① 住民接種

- ・ 町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ・ 町は、緊急事態宣言がされている場合には、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

（5）住民の生活及び経済の安定の確保

① 住民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、道と連携し、必要に応じ、引き続き住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

- ・ 道では、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないように、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請します。町は、道からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

② 要配慮者対策

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な要配慮者について、要配慮者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事提供、医療機関への移送等）を行います。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町は、国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

用語解説

※五十音順

【ア行】

○ アジアインフルエンザ

1957年から1958年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「アジアかぜ」とも呼ばれ、全世界で200万人以上が死亡したと推定されている。病原体は、A型インフルエンザ(H2N2)である。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これからの亜型を指している。)

【カ行】

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高原病性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関 : 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- ・ 第一種感染症指定医療機関 : 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・ 第二種感染症指定医療機関 : 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・ 結核指定医療機関 : 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)又は薬局。

○ 感染症の定義及び類型

[新感染症]：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症。

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア等)

[新型インフルエンザ等感染症]

- ・ 新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。
- ・ 再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し、厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症。(例：腸管出血性大腸菌感染症(O157)等)

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例：A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症]：国の感染症発生動向調査に基づき発生動向を把握する、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例：インフルエンザ、麻しん、梅毒等)

[新感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要性が生じた感染症。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

平成10年10月2日交付。法律第114号

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するため制定された法律。

感染症を感染力、重篤性等から類型化し、各類型ごとに入院、就業制限等で適切な措置を講ずることができるようにし、患者の行動制限に際しての人権尊重の観点からの体系的な手続き保障が組み込まれている。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者相談外来

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県糖が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年 12 月～3 月が流行シーズンである。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めたときに発する宣言のこと。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が指定されます。

区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定します。なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられます。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等の多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大 3 年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬のひとつであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護服(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル（気体中に微粒子が多数浮かんだ物質）、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スク

リーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じたものを選択する必要がある。

【 サ 行 】

○ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関してさまざまな情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定(地方)公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関のこと。新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の擬似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人口呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

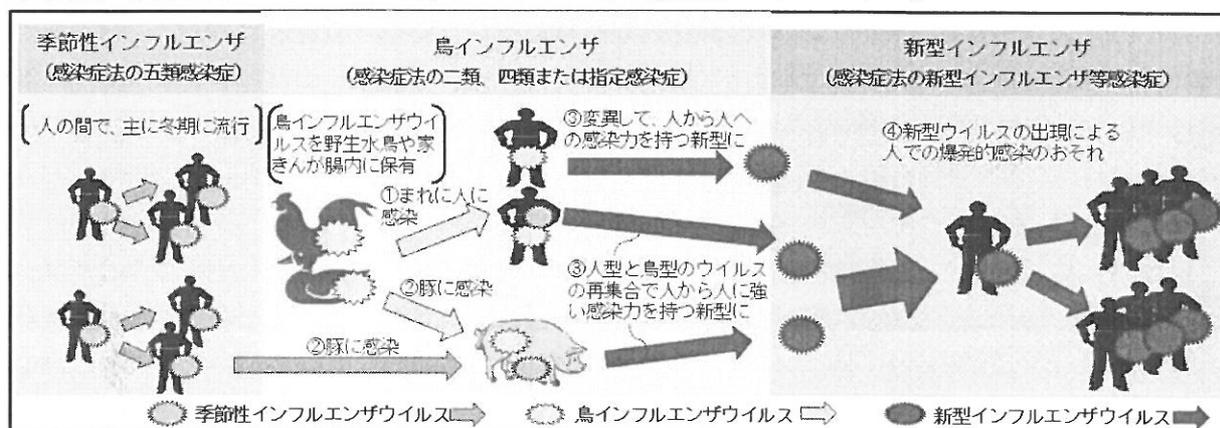
○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える

おそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行(パンデミック)となるおそれがある。

【 図表 季節性インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ 】



○ 新型インフルエンザウイルス

特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるようになり変化し、さらに人から人へ効率よく感染するようになったもの。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的に大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨と緊急事態措置について、実施すべき期間、区域を定めて公示するもの。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

平成24年5月11日交付。法律第31号(平成25年6月21日法律第54号改正現在)

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生

命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法と相まって、国全体として万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るための法律。

○ 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの2つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞内でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

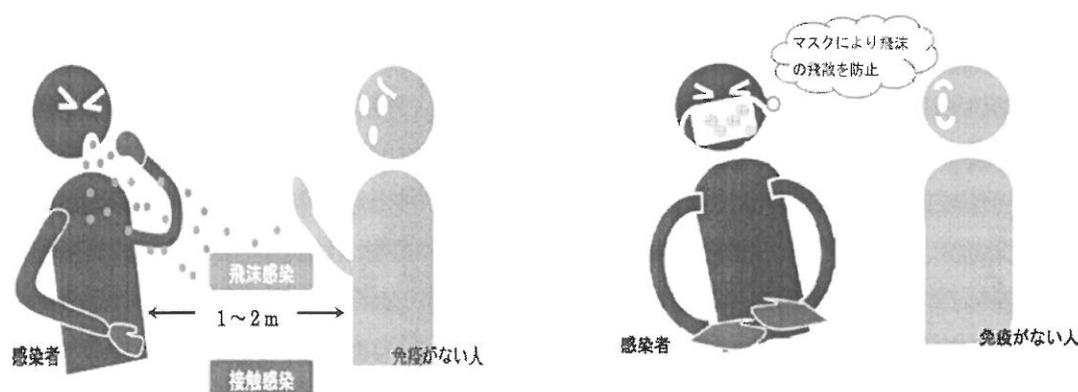
(参考)

○ 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込むことによって感染する経路のこと。咳やくしゃみの飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路のこと。例としては、患者の咳、くしゃみ、鼻水が付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。



○ 新感染症

感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生

命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められたものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられている。

○ 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様の飛沫感染と接触感染のほかに空気感染も考えられる。

(参考)

○ 空気感染

飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路のこと。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

○ 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合の予防接種法第6条第3項で規定する予防接種。

B類疾病(二類疾病：インフルエンザ)にかかった場合の病状の程度を考慮して、まん延予防上緊急の必要があると認められるときに厚生労働大臣が定めるもので、対象者、期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示するもの。

なお、本計画では、緊急事態宣言がされた場合は、予防接種法第6条第1項又は第2項の「臨時の予防接種」を行うこととなる。

○ スペインインフルエンザ

1918年から1919年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「スペインかぜ」とも呼ばれ、全世界で全人口の25～30%が罹患し、約4000万人が死亡し、日本においても約2300万人が罹患し、約38万人が死亡したといわれている。病原体は、A型インフルエンザ(H1N1亜型)である。

○ 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出るときに、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を輩出して周囲の人に感染させないように咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。口や鼻を被ったティッシュはすぐにゴミ箱へ捨て、手も直ちに洗う。手を洗う場所がない場合には、速乾式アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

また、咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することで、飛沫の核酸を防ぐことができる。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実

施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのことである。代表的なSNSとして、Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)などがある。

【 タ 行 】

○ 致命率(Case Fatality Rate)

流行中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ 特定接種

政府対策本部長の指示により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【 ナ 行 】

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定さ

れる新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

【 ハ 行 】

○ 発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合には、すべての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ病原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

○ PCR(Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に参与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

【ラ行】

○ 臨時の予防接種

予防接種法第6条第1項又は第2項による予防接種。

A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもので、まん延予防上、緊急の必要があると認められるときに実施される予防接種。(本計画上においては、緊急事態宣言がされた場合に実施するものとしている。